

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 特定施設の設置許可申請

〃

【公告】

○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請

○ 平成二十六年歯科技工士国家試験の実施

○ 農用地利用配分計画の認可の申請

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事

の完了

〃

【内水面漁場管理委員会】

○ 平成二十七年年度における第五種共同漁業権魚種の増殖についての指示

環境管理課

〃

県民生活交通課

医療推進課

農村振興課

建築指導課

〃

内水面漁場管理委員会

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年一月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 株式会社岡山村田製作所

住 所 岡山県瀬戸内市邑久町福元77

氏 名 代表取締役社長 中島 規巨

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 株式会社岡山村田製作所

所在地 岡山県瀬戸内市邑久町福元77

平成27年1月6日 岡山県公報 第11649号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設	
種	類	65 酸又はアルカリによる表面処理施設Y	
能	力	0.2m ³ /日	
工事着手予定年月日		許可後着手	
工事完成予定年月日		着手後1週間	
使用開始予定年月日		完成後1週間	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	0.2	0.2
	p H	9~11	9~11
	B O D (mg/ℓ)	50	63
	C O D (mg/ℓ)	100	125
	S S (mg/ℓ)	65	81.3
	油 分 (mg/ℓ)	9	11.3
	T - N (mg/ℓ)	1.0	1.3
	T - P (mg/ℓ)	0.4	0.5
	C u (mg/ℓ)	0.05	0.06
	F e (mg/ℓ)	0.2以下	0.2

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成27年1月6日 岡山県公報 第11649号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項
変更なし

(5) 排水口に関する事項
変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成27年1月6日から同月27日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び瀬戸内市役所

◎岡山県告示第二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 株式会社辺本

住所 岡山県井原市上出部町439-4

氏名 代表取締役 辺本 哲史

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 株式会社辺本

所在地 岡山県井原市上出部町439-4

平成27年1月6日 岡山県公報 第11649号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種	類	19-ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工工業の用に供する染色施設 (No. 1)		19-ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工工業の用に供する染色施設 (No. 2)		19-ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工工業の用に供する染色施設 (No. 3)		19-ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工工業の用に供する染色施設 (No. 4)		19-ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工工業の用に供する染色施設 (No. 5)	
能	力	180 k g / 回		同左		同左		同左		270 k g / 回	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続8時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	15	18	15	18	15	18	15	18	20	25
	p H	5.8~8.6	5.8~8.6	同左		同左		同左		同左	
	B O D (mg/ℓ)	160	200								
	C O D (mg/ℓ)	180	200								
	S S (mg/ℓ)	30	90								
	油 分 (mg/ℓ)	20	45								
	T - N (mg/ℓ)	25	30								
T - P (mg/ℓ)	8	10									

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成27年1月6日 岡山県公報 第11649号

区 分	新 設		新 設		新 設		新 設		新 設		
種 類	19-ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工工業の用に供する染色施設 (No. 6)		19-ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工工業の用に供する染色施設 (No. 7)		19-ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工工業の用に供する染色施設 (No. 8)		19-ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工工業の用に供する染色施設 (No. 9)		19-ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工工業の用に供する染色施設 (No. 10)		
能 力	270 k g / 回		同左		360 k g / 回		同左		200 k g / 回		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既設		同左		同左		同左		同左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	既設		同左		同左		同左		同左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許可後直ちに		同左		同左		同左		同左		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	断続8時間		同左		同左		同左		同左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	20	25	20	25	12	16	12	16	12	16
	p H	5.8~8.6	5.8~8.6	同左		同左		同左		同左	
	B O D (mg/ℓ)	160	200								
	C O D (mg/ℓ)	180	200								
	S S (mg/ℓ)	30	90								
	油 分 (mg/ℓ)	20	45								
	T - N (mg/ℓ)	25	30								
T - P (mg/ℓ)	8	10									

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成 27 年 1 月 6 日 岡山県公報 第 1 1 6 4 9 号

区 分	新 設	新 設	新 設	新 設	新 設							
種 類	19-ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工工業の用に供する染色施設 (No. 11)	19-ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工工業の用に供する染色施設 (No. 12)	19-ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工工業の用に供する染色施設 (No. 13)	19-ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工工業の用に供する染色施設 (No. 14)	19-ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工工業の用に供する染色施設 (A)							
能 力	200 k g / 回	270 k g / 回	同左	70 k g / 回	30 k g / 回							
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既設	同左	同左	同左	同左							
工 事 完 成 予 定 年 月 日	既設	同左	同左	同左	同左							
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許可後直ちに	同左	同左	同左	同左							
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	断続8時間	同左	同左	同左	同左							
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	
	水 量 (m ³ /日)	12	16	12	16	12	16	1	1.5	0.7	1.1	
	p H	5.8~8.6	5.8~8.6	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	B O D (mg/ℓ)	160	200									
	C O D (mg/ℓ)	180	200									
	S S (mg/ℓ)	30	90									
	油 分 (mg/ℓ)	20	45									
	T - N (mg/ℓ)	25	30									
	T - P (mg/ℓ)	8	10									

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成27年1月6日 岡山県公報 第11649号

区	分	新 設		新 設		新 設	
種	類	19-ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工工業の用に供する染色施設 (B)		19-ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工工業の用に供する染色施設 (C)		19-ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工工業の用に供する染色施設 (D)	
能	力	13kg/回		同左		1kg/回	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続8時間		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	0.4	0.8	0.4	0.8	0.1	0.2
	p H	5.8~8.6	5.8~8.6	同左		同左	
	B O D (mg/ℓ)	160	200				
	C O D (mg/ℓ)	180	200				
	S S (mg/ℓ)	30	90				
	油 分 (mg/ℓ)	20	45				
	T - N (mg/ℓ)	25	30				
	T - P (mg/ℓ)	8	10				

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成27年1月6日 岡山県公報 第11649号

区	分	廃止		廃止		廃止		廃止		廃止	
種	類	19-ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する染色施設 (No. 1)		19-ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する染色施設 (No. 6)		19-ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する染色施設 (No. 8)		19-ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する染色施設 (No. 11)		19-ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する染色施設 (No. 12)	
能	力	150kg/回		50kg/回		30kg/回		3,000m/回		同左	
工	事 着 手 予 定 年 月 日	-		-		-		-		-	
工	事 完 成 予 定 年 月 日	-		-		-		-		-	
使	用 開 始 予 定 年 月 日	-		-		-		-		-	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続9時間(最大12時間)		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	32	40	14	16	10	12	14	18	14	18
	p H	5.8~8.6	5.8~8.6	同左		同左		同左		同左	
	B O D (mg/ℓ)	300	410								
	C O D (mg/ℓ)	270	370								
	S S (mg/ℓ)	35	70								
	油 分 (mg/ℓ)	20	45								

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成27年1月6日 岡山県公報 第11649号

区	分	廃止		廃止		廃止		廃止		廃止	
種	類	19-ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する染色施設 (No. 13)		19-ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する染色施設 (No. 14)		19-チ 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する薬液浸透施設 (No. 15)		19-リ 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する糊抜き施設 (No. 16)		19-ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する染色施設 (No. 17)	
能	力	3,000m/回		同左		2,200m/回		3,000m/回		75kg/回	
工	事	-		-		-		-		-	
工	事	-		-		-		-		-	
使	用	-		-		-		-		-	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続9時間(最大12時間)		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区	通	最	通	最	通	最	通	最	通	最
	水	常	大	常	大	常	大	常	大	常	大
	量	14	18	14	18	5	6	8	12	8	10
	(m ³ /日)										
	pH	5.8~8.6	5.8~8.6	同左		6.5~8.5	6.5~8.5	同左		5.8~8.6	5.8~8.6
	BOD (mg/ℓ)	300	410			1,350	1,600			300	410
	COD (mg/ℓ)	270	370			1,050	1,500			270	370
SS (mg/ℓ)	35	70	80			100	35			70	
油分 (mg/ℓ)	20	45	40			60	20			45	

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成27年1月6日 岡山県公報 第11649号

区	分	廃止		廃止		廃止		廃止		廃止	
種	類	19-ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工工業の用に供する染色施設 (No. 18)		19-ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工工業の用に供する染色施設 (No. 19)		19-ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工工業の用に供する染色施設 (No. 20)		19-ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工工業の用に供する染色施設 (No. 21)		19-ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工工業の用に供する染色施設 (No. 22)	
能	力	75 k g / 回		150 k g / 回		70 k g / 回		同左		270 k g / 回	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		-		-		-		-	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		-		-		-		-	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		-		-		-		-	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続9時間(最大12時間)		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の最大の値並びに通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常値及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	8	10	16	20	8	10	8	10	21	28.5
	p H	5.8~8.6	5.8~8.6	同左		同左		同左		同左	
	B O D (mg/ℓ)	160	200								
	C O D (mg/ℓ)	180	200								
	S S (mg/ℓ)	30	90								
	油 分 (mg/ℓ)	20	45								

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成 27 年 1 月 6 日 岡山県公報 第 1 1 6 4 9 号

区 分	廃 止	廃 止	廃 止				
種 類	19-ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工工業の用に供する染色施設（試験機No. 1）	19-ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工工業の用に供する染色施設（試験機No. 2）	19-ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工工業の用に供する染色施設（試験機No. 3）				
能 力	1 k g / 回	9 k g / 回	8 k g / 回				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	—	—	—				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	—	—	—				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	—	—	—				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	断続2時間	同左	同左				
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	0.7	1	0.7	1	0.3	0.5
	p H	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	6～8	6～8
	B O D (mg/ℓ)	160	200	同左		同左	
	C O D (mg/ℓ)	180	200				
	S S (mg/ℓ)	30	90				
	油 分 (mg/ℓ)	20	45				

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成27年1月6日 岡山県公報 第11649号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	排水処理施設				同左				
種 類	生物化学処理								
構 造	コンクリート及び鋼板製								
主 要 寸 法	縦10m×横14m×高さ5m								
能 力	250 t / 日								
処 理 の 方 法	オゾン処理+活性汚泥分離+生物膜				活性汚泥分離+生物膜+滅菌				
工 事 着 手 年 月 日	-				既設				
工 事 完 成 年 月 日	-				既設				
使 用 開 始 年 月 日	-				許可後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	196	250	196	250	195	248	195	248
	p H	5.8~8.6	5.8~8.6	同左					
	B O D (mg/ℓ)					160	200	80	100
	C O D (mg/ℓ)	800	1,000	90	110	180	200	90	110
	S S (mg/ℓ)	100	150	20	50	30	90	20	50
	油 分 (mg/ℓ)	40	60	10	30	20	45	10	30
	T - N (mg/ℓ)			3	4	25	30	3	4
	T - P (mg/ℓ)			0.6	1	8	10	0.6	1
大腸菌群数 (個/cm ³)					無数	無数	3,000	3,000	

平成27年1月6日 岡山県公報 第11649号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 1 排水口				雨水排水口No. 7～15		冷暖房排水口No. 16	
	変更前		変更後		新設		新設	
区分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	196	250	195	248	0	0	1	2
pH	5.8～8.6	5.8～8.6	同左		—	—	5.8～8.6	5.8～8.6
BOD (mg/ℓ)	80	100			—	—	0.5	1.0
COD (mg/ℓ)	90	110			—	—	0.5	1.0
SS (mg/ℓ)	20	50			—	—	1	2
油分 (mg/ℓ)	10	30			—	—	1	2
T-N (mg/ℓ)	3	4			—	—	0.1	0.2
T-P (mg/ℓ)	0.6	1			—	—	0.01	0.02
大腸菌群数 (個/cm ³)					3,000	3,000	—	—

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成27年1月6日から同月27日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び井原市役所

〔二〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があつた。

平成二十七年一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十六年十二月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人備中矢掛宿の街並みをよくする会

三 代表者の氏名

浅野 毅

四 主たる事務所の所在地

小田郡矢掛町矢掛三一七九番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民及び近隣住民に対して、街並み景観整備、街並み保存、古民家整備及び空き家有効活用、美化活動、子供たちの郷土愛を育む活動及び観光の振興を図る事業を行い、地域住民及び近隣地域の発展と活性化に寄与することを目的とする。

(二) 歯科技工法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第一号)附則第二条第一項の規定により、平成二十六年歯科技工士国家試験を次のとおり実施する。

平成二十七年一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験期日

- 1 学説試験 平成二十七年三月九日(月曜日)午前十時から
- 2 実地試験 平成二十七年三月十日(火曜日)午前九時から

二 試験場所

- 1 学説試験
岡山大学歯学部(岡山市北区鹿田町二丁目五番一号)
- 2 実地試験
岡山大学歯学部(岡山市北区鹿田町二丁目五番一号)

三 試験科目

- 1 学説試験
歯科理工学 歯の解剖学 顎口腔機能学 有床義歯技工学 歯冠修復技工学 矯正歯科技工学 小児歯科技工学 関係法規
- 2 実地試験
歯科技工実技

四 受験資格

次のいずれかに該当する者

- 1 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校又は厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者(平成二十七年三月三十一日までに卒業見込みの者を含む。)
- 2 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- 3 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が1又は2に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

五 受験願書の受付期間

平成二十七年一月二十日(火曜日)から同月二十八日(水曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く)。なお、送付による場合は、平成二十七年一月二十八日までの消印又は通信日付印のあるものは、有効とする。

六 受験願書の提出先

〒七〇〇一八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県保健福祉部医療推進課

七 提出書類

1 受験願書

2 受験資格を証明する書面

(1) 四の1に該当する者は、卒業証明書。ただし、平成二十七年三月三十一日まで卒業する見込みの者にあつては、卒業見込み証明書（この場合には、卒業の日から三日以内に卒業証明書を提出すること。）

(2) 四の2に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証明する書類

(3) 四の3に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証明する書類

3 写真

縦六センチメートル、横四センチメートルで手札形台紙（縦八センチメートル、横六センチメートル）付きとし、出願前六月以内に脱帽で正面から撮影したもので、台紙の裏面に撮影年月日及び氏名を記入すること。

八 試験手数料及び納付方法

1 試験手数料は、三万六千円とする。この手数料は、三万六千円相当の岡山県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。なお、収入証紙には消印しないこと。

2 既納の試験手数料は、返還しない。

九 受験者が準備する物

1 模型等

(1) 上下無歯顎石膏模型

ニッシン四〇二（形態は、標準型）の黄色の硬石膏模型に、外形線及び基準線を歯科医師に依頼して前もって記入の上、基礎床及び咬合堤は、あらかじめパラフィンワックスで作製し、咬合平面は、湾曲を作らず平面とし、解剖的（又は機能的）咬合器にスプリットキャスト法で装着しておくこと。

(2) 上下有歯顎石膏模型

（上顎）

76 | 456 が欠損（ニッシン500シリーズNo.五三三）の黄色の硬石膏模型を作成し、**5** の遠心辺縁隆線部、**3** の遠心辺縁隆線部、**1** の近心辺縁隆線部にレスト座を設けておくこと。なお、レスト座は歯科医師に依頼して前もって形成しておく、スプリットキャスト法で咬合器に装着しておくこと。

（下顎）

下顎には欠損なしの有歯顎模型（ニッシン500シリーズNo.五〇〇AL）を黄色の硬石膏で作製し、スプリットキャスト法で咬合器に装着しておくこと。

(3) 歯冠彫刻用石膏棒

白色の普通石膏の一辺一・五センチメートル、長さ十センチメートルの角柱二本

(4) (1)から(3)までの模型等には、受験番号を明記しておくこと。

2 機器材料

石膏刀類（切り出しナイフ等）、彫刻刀類（カービングナイフ等）、各種ワックスパチュラ、各種インストルメント、各種プライヤー類（線屈曲に用いるもの）、ラバーボール、トーチ、紙ヤスリ、金属ヤスリ、鉛筆その他受験生が必要と認めるもの

十 その他

1 試験の合格者は、平成二十七年三月二十四日（火曜日）午前九時に岡山県保健福祉部医療推進課前及び同課ホームページにおいて受験番号を掲示して発表するとともに、合格者には合格証書を交付する。

2 受験について詳しいことは、岡山県保健福祉部医療推進課（電話〇八六（二二六）七三二三）へ問い合わせること。

平成27年1月6日 岡山県公報 第11649号

〔三〕農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る利害関係人は、縦覧の期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 農用地利用配分計画の概要

貸借権の設定等を受ける者		住所		貸借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所				
藤原 義則	玉野市東高崎四〇―一二二	玉野市宇藤木字家下六九五―一他三筆	玉野市東七区三二一	玉野市東七区七九他三筆	
秋山 英俊	岡山市南区泉田四丁目三一四九―二	玉野市東七区一七五	玉野市南七区一七五	玉野市南七区一七五	
江原 正浩	玉野市東七区三八	玉野市東七区七九他三筆	玉野市東七区七九他三筆	玉野市東七区七九他三筆	
宮原 正治	岡山市南区北七区七六七	玉野市南七区一七五	玉野市南七区一七五	玉野市南七区一七五	
宇津木利正	瀬戸内市邑久町本庄一八六九―三	瀬戸内市邑久町本庄五四九二	瀬戸内市邑久町本庄五四九二	瀬戸内市邑久町本庄五四九二	
青山 孝明	和気郡和気町日笠下八一七	和気郡和気町日笠下字山ノ神八六七―一他六筆	和気郡和気町日笠下字山ノ神八六七―一他六筆	和気郡和気町日笠下字山ノ神八六七―一他六筆	
農事組合法人 エコファーム えーのー	加賀郡吉備中央町吉川四六八一―一	加賀郡吉備中央町吉川字向四七一八―一他五九筆	加賀郡吉備中央町吉川字向四七一八―一他五九筆	加賀郡吉備中央町吉川字向四七一八―一他五九筆	
農事組合法人 久常宮農組合	勝田郡奈義町久常三八―一	勝田郡奈義町久常字岡三九―一他一〇筆	勝田郡奈義町久常字岡三九―一他一〇筆	勝田郡奈義町久常字岡三九―一他一〇筆	
農事組合法人 豊沢宮農組合	勝田郡奈義町豊沢三八二	勝田郡奈義町豊沢字東田屋シキ一五九―一	勝田郡奈義町豊沢字東田屋シキ一五九―一	勝田郡奈義町豊沢字東田屋シキ一五九―一	

平成27年1月6日 岡山県公報 第11649号

株式会社ライ スクロップ長 尾	勝田郡奈義町柿三九九	勝田郡奈義町柿字家ノ後一六五―一
森田 正明	勝田郡奈義町成松三〇二	勝田郡奈義町成松字成松田二四三他四筆
農事組合法人 関本営農組合	勝田郡奈義町関本二六八	勝田郡奈義町関本字シモダ一八一他一 筆

二 縦覧の期間

平成二十七年一月六日から同月二十日まで

三 縦覧の場所

岡山県農林水産部農村振興課及び各県民局農林水産事業部農業振興課

四 申請年月日

平成二十六年十二月十八日

平成27年1月6日 岡山県公報 第11649号

〔四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年一月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市西阿曾字沖一三四―三、一三四―四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市西阿曾一三四―二

西家 研人

三 許可番号

岡山県指令建指第一八九号

〔五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

美作市湯郷字砂田溝跨三五五―一、字宮ノ下三六〇―一、字唐臼三七五―一、三七五―五、字大山郷三八―一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇―一第一福岡ビルS館四階

株式会社コスモス薬品

代表取締役 宇野 正晃

三 許可番号

岡山県指令建指第二〇二号

◎岡山県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百十条第四項の規定により、平成二十七年における第五種共同漁業権魚種の増殖について次のとおり指示する。

平成二十七年一月六日

岡山県内水面漁場管理委員会

会長 戸田 博

平成27年度における第五種共同漁業権魚種の増殖指示

(単位：kg ただし、わかさぎは卵数について 単位：万粒)

漁業権番号	漁業協同組合名 (漁業権者名)	放			流			魚			種			代替措置可能魚種		
		あゆ	うなぎ	ふな	あまご	なまず	すつぽん	にじます	ぼら	もろこ	わかさぎ	はえ	てなみえび	もぐさかに		
内共第1号	吉井川南部	1,400	50	40	—	—	10	50	30	—	—	—	—	80	—	50
内共第2号	吉野川	1,800	50	40	400	—	—	50	—	—	—	—	—	90	—	15
内共第3号	吉井川	1,800	40	30	350	—	10	—	—	—	—	—	—	100	—	10
内共第4号	加茂郷	600	15	—	200	—	—	30	—	—	—	—	—	30	—	—
内共第5号	久田川	500	15	—	150	—	—	—	—	—	—	—	—	30	—	—
内共第6号	奥津川	350	—	—	250	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
内共第7号	旭川南部漁連	1,600	50	50	—	—	10	—	—	—	—	—	—	100	—	10
内共第8号	旭川中央	2,100	100	200	600	—	—	100	—	—	—	—	—	50	—	—
内共第9号	湯原	450	25	—	250	—	—	100	—	—	—	—	—	30	—	—
内共第10号	旭川北	450	20	—	450	—	—	150	—	—	—	—	—	30	—	—
内共第11号	高梁川	3,600	90	80	—	—	20	—	—	—	—	—	—	150	—	75
内共第12号	小田川	400	25	—	—	—	10	—	—	—	—	—	—	30	—	15
内共第13号	芳井町	400	15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30	—	—

内共第14号	成	羽	川	1,700	50	-	20	-	-	-	-	-	-	-	20	-	-	25
内共第15号	"	"	"	300	10	-	30	-	-	5	-	-	-	-	5	-	-	25
内共第16号	"	"	"	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
内共第17号	新	"	見	2,400	35	-	700	-	-	-	-	-	-	500	-	50	-	-
内共第18号	"	"	"	200	-	-	100	-	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-
内共第19号	番	"	川	-	10	280	-	-	-	25	-	-	-	-	-	-	40	-
内共第20号	"	"	"	-	5	120	-	-	-	25	-	-	-	-	-	-	10	-
内共第21号	児	島	淡	-	75	1,400	-	-	-	45	-	-	-	-	-	-	45	-
内共第22号	"	湾	水	-	15	600	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	5	-

備考 はえ、てながえび及びもくずがにについては、漁業権番号ごとの指示量に応じて、次に掲げる方法により放流の代替措置を行うことができる。

(1) 産卵床造成 (はえ)

指 示 量	造成箇所数	造 成 基 準
1 ~ 50 kg	1 箇所	1 箇所当たり約500㎡の造成で約50kgの増殖とみなす。
51 ~ 100	2	
101 ~ 150	3	

(2) 産卵床造成 (てながえび)

指 示 量	造成束数	造 成 基 準
12 kg	10 束	ノズ10束の造成で約12kgの増殖とみなす。

(3) 親がに・C1 (甲幅約3mmの稚がに) 放流 (もくずがに)

指 示 量	親がに放流基準	C1放流基準
10 kg	親がにに8.4kgの放流で10kgの増殖とみなす。	C1, 0.13kgの放流で10kgの増殖とみなす。